

## 公設市場 昇降機保守点検業務委託仕様書

### 1 目的

本仕様書は昇降機設備を安全かつ良好な運転状態に保つよう、昇降機設備を適宜調整し、保守点検業務を行なうための、仕様を示すものである。

### 2 履行場所：第一牧志公設市場（那覇市松尾2丁目10番1号）

### 3 履行対象：エレベーター（三菱製）

#### 1号機：NEXCUBE（乗用兼車椅子用）

積載量 1000kg、最大定員 15人

定格速度 45m/min、停止箇所 3カ所

#### 2号機：AXIEZ（人荷共用）

積載量 1300kg、最大定員 20人

定格速度 45m/min、

停止箇所 4ヶ所（2階両面出入口有り）

#### エスカレーター（三菱製）※1号機・2号機共通

三菱インバーター制御エスカレーター

輸送能力 6000-9000人/時

定格速度 20-30m/min（速度切替機能有り）

### 4 履行期間：2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日 （3年長期継続契約）

#### （長期継続契約）

本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第2条第2号の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る那覇市の歳出予算において減額または削除があった場合、那覇市は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

### 5 業務内容

#### （1）定期点検

- ・監視診断装置による毎月1回の点検及び、技術員による3ヶ月に1回の巡回点検、又は技術員による毎月1回の巡回点検とし、エレベーター及びエスカレーター各部の点検及び調整、注油等を行い、故障等の防止に努めること。また、点検内容については、（財）建築保全センター発行「建築保全業務共通仕様書及び同解説」のとおりとする。

- ・監視診断不可の昇降機については、毎月1回巡回点検を行うものとする。
- ・上記点検箇所以外で何らかの異常がある場合は速やかに報告すること。
- ・建築基準法に準ずる定期点検を年一回行う。

## (2) 故障対策

受託者は、不時の故障等で委託者から連絡を受けた場合は、ただちに技術員を派遣し必要な点検及び修理等を行うこと。なお、不時の故障等に対する連絡及び技術員の派遣体制は24時間とし、連絡を受けてから1時間以内に対応すること。なお、故障・災害等によりエレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

## (3) 作業時間

受託者は、定期点検の作業日時及び業務内容について協議を行うこと。ただし、不時の故障等の場合についてはこの限りではない。

## (4) 作業報告等

受託者は、定期点検及び不時の故障等による点検及び修理等にあたり委託者に対し実施前に打ち合わせ、実施後は作業完了の報告を行い、速やかに報告書を提出すること。

## 6 安全対策

- (1) 受託者は、業務の実施において職員及び施設利用者並びに業務従事者に対し、必要な安全対策を講じること。また、作業中であることが確認できる措置をとること。
- (2) 受託者は、第一牧志公設市場管理者に対し、エレベーターで閉じ込めが起きた際の救助訓練を実施すること。

## 7 費用負担

業務対象となるエレベーターを通常使用する場合に生ずる摩耗や劣化により必要となる消耗部品の交換、及び点検等業務の実施に付帯する費用は、受託者が負うものとする。ただし、点検以外の修理及び部品取替等の費用については、委託者が負うものとする。

## 8 損害賠償

- (1) 業務の実施により、委託者及び第三者へ損害を及ぼした場合は、受託者はその賠償の責を負うこと。
- (2) 業務の実施により事故等が発生した場合は、その原因が委託者にある場合を除き、受託者がその責を負うものとする。

## 9 契約業務履行体制の確認

下記項目について要求があった場合、該当する文書或いは資料を提示すること。

- ①故障発生時、地震発生時等の緊急対応体制表
- ②緊急時の故障連絡施設の所在地
- ③緊急時の部品供給を行う施設の所在地
- ④業務を行う技術員の教育を行う施設の所在地・内容等
- ⑤廃棄物処理業者の名称、許可業種、許可番号

## 10 技術資料と技術員

### (1) 技術資料

契約業務を確実に履行するため、使用する当該機種 of 保守技術を保有すること。

### (2) 技術員の教育

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な教育プログラムでの教育を行うこと。

### (3) 技術員の条件

技術員は、適切な保守・サービスを提供するために必要な専門知識を有する者の中から選任すること。

## 11 その他

この仕様書に定めのないものについては、委託者及び受託者が双方協議のうえ決定する。